

第5回 大河津分水路改修事業監理委員会

日時：令和4年2月1日(火)
15:00～16:30

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 委員紹介

4. 議 事

(1) 前回委員会審議結果について

(2) 事業概要説明

- ・事業監理（事業費・工程等）の取り組み状況について
- ・コスト縮減の取り組み状況について
- ・その他

5. 閉 会

大河津分水路改修事業監理委員会 設立趣意書

大河津分水路は通水以来、幾多の洪水を日本海へと流し、信濃川下流域の洪水を最小限にするとともに、可動堰・洗堰による適正な分派によって利水機能が確保され、越後平野の発展の礎となってきた。しかしながら、上流に比べ河口部の川幅が狭く流下能力が不足しているほか、床留群周辺での経年的な深掘による河床安定性の低下や施設老朽化等さまざまな課題を有しているため、平成27年度よりその抜本的対策として河口部の拡幅や第二床固の改築等の分水路改修に着手し、令和14年度を目処に完了させる予定である。

このような大規模な事業を効率的・効果的に実施するため、国土交通省では、コスト縮減策やその実施状況、工事の進捗状況等について、第三者の意見を求め、事業費、工程等の事業監理の充実を図ることとしている。

これらを踏まえ、信濃川河川事務所では、大規模改良工事である大河津分水路改修事業の事業費、工程等の事業監理について、学識経験者等の第三者から意見・助言を頂くため、「大河津分水路改修事業監理委員会」を設立するものである。

大河津分水路改修事業監理委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、大河津分水路改修事業監理委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、大河津分水路改修事業における適切な事業執行の観点から、事業費、工程等の事業監理について、学識経験者等の第三者から意見・助言を得るために設置し、もって事業の適正な執行に資することを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、次の事項について審議を行い、北陸地方整備局信濃川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に意見・助言を行う。

- 一 事業監理（事業費、工程等）の実施状況
- 二 コスト縮減の取組み状況
- 三 その他委員会が必要と認める事項

(委員)

第4条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員は事務所長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1期2年以内とし、再任することができる。
- 4 委員の氏名及び職業は公表する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務と進行を統括する。
- 3 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、事務所長が招集する。

- 2 委員会は、原則として毎年度1回開催する。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 委員会は、原則非公開とするが、委員会の同意を得られた場合は委員会資料及び開催結果の概要については公開する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、北陸地方整備局信濃川河川事務所に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規約は、平成29年7月27日より施行する。

平成30年8月22日一部改正。

令和2年8月19日一部改正。

別 表

大河津分水路改修事業監理委員会 委員名簿

(委員長を除き五十音順、敬称略)

	氏 名	所 属・役 職
委員長	大塚 悟	長岡技術科学大学 環境社会基盤工学専攻 教授
	西俣 先子	長岡大学 経済経営学部 准教授
	細山田 得三	長岡技術科学大学 環境社会基盤工学専攻 教授